

令和8年度守口市地域福祉推進基金活動助成事業 募集要項

地域福祉推進基金活動助成事業は、市民の地域福祉活動の促進を目的とし、守口市地域福祉推進基金を活用し、地域福祉活動をする個人や団体へ助成金を交付することで、誰もが住みやすい地域社会の構築、そして地域福祉の増進を図るものです。

守口市では、令和5年3月に第4次守口市地域福祉計画を策定し、さまざまな主体と連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進に取り組んでいます。本事業はその一つとして、地域福祉のまちづくりに取り組む活動を支援するものです。

助成対象者

- ① 市内に在住、在学又は在職する個人
- ② ①の個人を主たる構成員とする団体又は市内に事務所を有する団体
- ③ 市内に事務所を有しない団体で市内において対象活動を行う団体

助成対象活動

(1) 市内で行う次の事業が対象となります。

- ① 高齢者、障がい者、児童等の社会参加及び自立への機運を高めること等を目的とした社会参加推進活動

例) 認知症予防手作り教室、高齢者向け料理教室・スマホ教室、乳幼児交流会

- ② 市民の福祉の向上又は高齢者、障がい者、児童等の知識習得等を目的とした講演会等の開催

例) 外国にルーツを持つ者への日本語教室、手話に関する講演、障がい者理解の講演会

- ③ 高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上に寄与すること等を目的とした普及啓発活動

例) 障がい者向けスイーツコンテスト

- ④ その他適当と認める地域福祉活動

(2) 次に該当する事業は対象外となります。

- ① 宣伝又は営利を目的とした活動
- ② 政治的又は宗教的な活動
- ③ 団体の構成員の親睦を図ることを主たる目的とした活動
- ④ 申請年度において、守口市から補助金の交付を受けている活動
- ⑤ 守口市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員や同条第3号に規定する暴力団密接関係者の利益、そのおそれのある活動

助成対象となる活動期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施される活動や事業が対象となります。
(申請時にすでに完結している活動や事業についても、対象となります。)

助成金交付額

助成金額は、自己負担金の範囲とし守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会において決定します。

事業規模に応じて、下記のコースより選択し、応募ください。ただし、初めて実施する活動や事業については、スタートコースに応募ください。

- ・スタートコース (上限5万円)
- ・ベーシックコース (上限15万円)

なお、市の予算総額は150万円であり、申請のあった活動に対して行われる審査会の採点結果に応じて、予算の範囲内で助成対象活動を決定いたします。

助成対象経費

事業や活動実施に必要と認められる経費が助成対象となります。

(対象となる経費の例)

事業実施において支払う講師等への謝礼金や交通費、事業周知のためのチラシ等印刷費、事業実施に必要と認められる消耗品の購入費、事業に必要と認められる通信費や機材等運搬費、事業実施に必要と認められる保険料、事業実施に必要と認められる会場使用料など

団体などの管理経費や自ら負担すべき性格を有する経費は、助成対象となりません。

(対象とならない経費の例)

備品、団体構成員の賃金・報酬・交通費、団体構成員の親睦を目的とした交流会や交際費等の費用、事業所の家賃や光熱水費などの団体の維持管理費、本助成金を申請するために係る費用など

選考方法

申請書を提出していただいた後、審査会にて事業又は活動についてのヒアリングを行います。審査会には申請者・団体の代表者が出席するようお願いいたします。

※ 代表者の出席が困難な場合は、代理の方(事業又は活動について説明ができる者)の出席をお願いします。

審査会の開催日等については申請受付後、申請者・団体の代表者に通知いたします。

審査会(ヒアリング)は、7月中を予定しています。

審査基準

申請された事業については、審査会で次の基準により審査し採点いたします。

- ① 事業の内容が、守口市地域福祉計画や地域共生社会の趣旨に沿ったものであるか。
 - ② 発展し継続することで、活動そのものが地域へ広がる可能性があるか。
 - ③ 住民同士が気軽に参加できる場を創出するなど、地域住民の社会参加を促進するものであるか。
 - ④ 無理のない企画構成、予算立案で、実施体制が整っているか。
 - ⑤ 活動・事業の規模や予算内容、助成金の申請額などが妥当であるか。
- ※1 委員の1名でも採点結果が30%未満である場合は、団体への助成を不相当とします。
- ※2 委員の採点結果の合計点数が50%未満の場合についても、団体への助成を不相当とします。

審査後の流れ

審査後の流れは以下の通りです。

1 助成金の交付

審査会の答申に基づき、助成する団体及び助成額を決定し、交付決定通知書及び助成金を交付します。また、不交付の場合は、不交付決定通知書により通知いたします。

※ 助成金の額は概算払いとなります。

2 実績報告書の提出

助成金の交付を受けたものは、交付の対象となった活動及び事業について、活動終了後1か月以内に実績報告書を提出していただきます。

令和8年4月1日以降に実施した事業で、交付決定の前に事業が完了しているものについては、交付決定後1か月以内に実績報告書を提出してください。

3 助成金額の確定

提出いただいた実績報告書を基に助成金の額を確定します。

4 助成金の精算処理

「1 助成金の交付」のとおり交付した額と、実績報告に基づいて確定した額に差額が生じた場合には、精算処理をしていただきます。

交付決定の取消し

助成金の交付決定を受けたものが次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消されることがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正な方法により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- ② 助成金を交付目的以外に使用したとき。
- ③ 市長の指示に従わなかったとき。

申請方法

(1) 申請書の配布

5月1日から地域福祉課及びコミュニティセンター等で配布します。
また、守口市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書の提出

次の書類を地域福祉課へ提出してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 助成金交付申請に係るヒアリング書類（様式第2号 No1.2）
- ③ 前年度の団体等決算書及び本年度の団体等予算書及び事業計画書（自由様式）
- ④ 定款、寄付行為又は規約（自由様式）
- ⑤ 役員名簿（自由様式）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※1 申請者が個人の場合、③、④、⑤は不要です。

※2 事業内容がわかる資料の提出をお願いすることがあります。

申請書提出先：守口市役所 健康福祉部 地域福祉課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 3階北エリア 34番窓口

Tel 06-6992-1570 Fax 06-6992-1505

提出期限：令和8年6月30日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付時間：午前9時～午後4時30分

※1 窓口で申請内容についてお聞きしますので、内容を説明できる方がお越しく下さい。
なお、お越しになる際は事前にご連絡をお願いします。

※2 申請書類の修正をお願いすることがありますので、提出は余裕をもってお願いします。